|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 新 | 旧 | 備考 |
| 貿易一般保険包括保険（企業総合）の引受基準等について平成13年4月1日　01-制度-00073最終改正　平成21年6月29日　一部改正　この規程は、企業総合保険手続細則第１条の規定により、独立行政法人日本貿易保険（以下「日本貿易保険」という。）と企業総合保険特約を締結した者（特約締結者）との保険契約に適用されるものであり、企業総合保険特約書（以下「特約書」という。）附帯別表第２第１号の日本貿易保険が別に定める基準を規定する。ただし、特約書附帯別表第１に掲げる輸出契約等のうち日本貿易保険が定める２年未満案件「別紙１　２年未満案件の解釈等」に適用するものとする。１．基本的引受基準(1) から(4)　　（略）(5) 政府開発援助契約等については、貿易一般保険包括保険（企業総合）特約書第３条第２項及び第３項の規定にかかわらず、以下の信用事由により生じた損失をてん補する責めに任ずる。①　「政府開発援助契約等」１（１）及び２.については輸出契約の決済方式にかかわらず、輸出不能の信用事由（約款第３条第１号に規定するてん補危険に係る第４条第11号、第12号及び第13号の事由をいう。以下同じ。）及び代金回収不能の信用事由(約款第３条第２号及び第４号に規定するてん補危険に係る第４条第12号及び第14号事由をいう。）ただし、　輸出契約等の相手方が名簿の与信管理区分Gに格付けされておらず「海外商社名簿について」の事故管理区分に該当しない場合は、約款第4条第11号において「これらに準ずる者」とみなす。②　上記①以外の「政府開発援助契約等」については、ＩＬＣスイッチ方式又はトランスファー方式（本邦内のみで決済が完了するものに限る。）により決済される輸出契約等につき輸出不能の信用事由及び代金回収不能の信用事由。ただし、約款第４条第11号の事由にあっては輸出契約の相手方が名簿の与信管理区分ＧＳ格、ＧＡ格又はＧＥ格に格付されている場合に限る。(6) ＯＥＣＤ輸出信用アレンジメントの取決めのうち頭金の受領については、次により取り扱うものとする。①　契約金額が3,000万米ドル以上の公的バイヤー向けの２年未満案件（代金等のすべての部分の決済が各船積後１年内に行われるもの及び船舶に係わるものを除く。）については、契約締結時又は契約発効時（契約締結後又は契約発効後60日以内という場合も含む。）に以下のとおり頭金を受領することを条件とする。ただし、日本貿易保険が認める場合においては、この限りではない。イ．中・低所得国向け案件の場合については、契約金額の５％以上の額ロ．高所得国向け案件の場合については、契約金額の10％以上の額　　　なお、日本国政府、国際復興開発銀行、国際開発協会、アジア開発銀行等と外国政府、政府機関又は地方公共団体との間の贈与又は借款に関する取決めに基づき供与された資金により一部決済される商談については、上記イ及びロにおいて、契約締結時又は契約発効時として契約締結後又は契約発効後90日以内という場合も含むものとする。（注）上記イ及びロの国分類は、ＯＥＣＤ輸出信用アレンジメントの国別カテゴリーによる。②　上記①にかかわらず、輸出契約等の締結時又は当該契約の発効時に所定の頭金を受領することが困難な場合、日本貿易保険は、上記①に定める頭金の額に相当する額を受領するまでの間における約款第４条第11号の事由により受ける損失についてはてん補する責に任じない。(7) 契約発効条件のある輸出契約等の保険契約の申込みは、日本貿易保険は輸出契約等の発効前に生じたてん補事由に係る損失についてはてん補する責に任じないことから、当該契約の発効日以降行うものとする。ただし、輸出契約等の発効前の申込みを妨げるものではない。この場合の保険契約上の取扱いは、次のとおりとする。イ．輸出契約等が部分的に順次発効する契約の場合にあっては、当該契約の発効部分について、内容変更申請により順次申込みを行うものとする。ロ．輸出契約等の発効前に申込みがあった場合は、約款第24条第１項の規定を適用しない。(8)「別紙４　原子力発電プロジェクトの用に供する貨物等の輸出契約等」又は「別紙５　水力発電等プロジェクトの用に供する貨物等の輸出契約等」に該当するものについては、特約書第１条の規定にかかわらず保険契約の申込みを要しない。仮に申込みがなされた場合においても日本貿易保険はてん補する責めに任じない。ただし、保険契約の締結を希望する者からの申請により日本貿易保険が内諾書を発行した輸出契約等を除く。(9) その他　　　①　フルターンキー条項の付いた輸出契約等であって、被保険者が希望する場合は、「フルターンキー契約における輸出貨物等について生じた損失に係る貿易一般保険の取扱いについて」（平成13年４月１日　01-制度-00042）により取り扱うこととする。ただし、「別表１　国別引受基準」の『その他の条件』欄において、「独立行政法人日本貿易保険は、戦争、革命又は内乱による損失については、てん補する責めに任じない。」とする国が仕向国となる輸出契約等については、当該規程は適用しないこととする。エスカレーションクローズ付きの輸出契約等にあっては、「貿易一般保険運用規程」（平成13年４月１日　01-制度-00034）第15条により取り扱うこととする。輸出契約等に基づく技術等の提供に係る支出費用について保険契約を締結する場合には、「支出費用に係る貿易一般保険の取扱いについて」（平成13年４月１日　01-制度-00043）により取り扱うこととする。　２．国別引受基準　　（略）　　　　　附　則〔抄〕　　附　則〔平成19年7月2日〕改正後の１．（４）の規定中「信用状統一規則（UNIFORM CUSTOMS AND PRACTICE FOR DOCUMENTARY CREDITS, 2007 REVISION, ICC PUBLICATION No. 600）」とあるのは、当分の間、「信用状統一規則（UNIFORM CUSTOMS AND PRACTICE FOR DOCUMENTARY CREDITS, 1993 REVISION, ICC PUBLICATION No. 500）若しくは信用状統一規則（UNIFORM CUSTOMS AND PRACTICE FOR DOCUMENTARY CREDITS, 2007 REVISION, ICC PUBLICATION No. 600）」とする。この改正は、平成19年7月9日から実施する。　　附　則〔平成21年6月17日〕この改正は、平成21年6月18日から実施する。附　則〔平成21年6月12日〕この改正は、平成21年6月19日から実施する。附　則〔平成21年6月29日〕この改正は、平成21年6月30日から実施する。［別紙１］　（略）［別紙２］　（略）［別紙３］　（略）［別紙４］　（略）［別紙５］　（略）［別　表］　（略） | 貿易一般保険包括保険（企業総合）の引受基準等について平成13年4月1日　01-制度-00073最終改正　平成21年6月17日　一部改正　この規程は、企業総合保険手続細則第１条の規定により、独立行政法人日本貿易保険（以下「日本貿易保険」という。）と企業総合保険特約を締結した者（特約締結者）との保険契約に適用されるものであり、企業総合保険特約書（以下「特約書」という。）附帯別表第２第１号の日本貿易保険が別に定める基準を規定する。ただし、特約書附帯別表第１に掲げる輸出契約等のうち日本貿易保険が定める２年未満案件「別紙１　２年未満案件の解釈等」に適用するものとする。１．基本的引受基準(1) から(4)　　（略）(5) ＯＥＣＤ輸出信用アレンジメントの取決めのうち頭金の受領については、次により取り扱うものとする。①　契約金額が3,000万米ドル以上の公的バイヤー向けの２年未満案件（代金等のすべての部分の決済が各船積後１年内に行われるもの及び船舶に係わるものを除く。）については、契約締結時又は契約発効時（契約締結後又は契約発効後60日以内という場合も含む。）に以下のとおり頭金を受領することを条件とする。ただし、日本貿易保険が認める場合においては、この限りではない。イ．中・低所得国向け案件の場合については、契約金額の５％以上の額ロ．高所得国向け案件の場合については、契約金額の10％以上の額なお、日本国政府、国際復興開発銀行、国際開発協会、アジア開発銀行等と外国政府、政府機関又は地方公共団体との間の贈与又は借款に関する取決めに基づき供与された資金により一部決済される商談については、上記イ及びロにおいて、契約締結時又は契約発効時として契約締結後又は契約発効後90日以内という場合も含むものとする。（注）上記イ及びロの国分類は、ＯＥＣＤ輸出信用アレンジメントの国別カテゴリーによる。②　上記①にかかわらず、輸出契約等の締結時又は当該契約の発効時に所定の頭金を受領することが困難な場合、日本貿易保険は、上記①に定める頭金の額に相当する額を受領するまでの間における約款第４条第11号の事由により受ける損失についてはてん補する責に任じない。(6) 契約発効条件のある輸出契約等の保険契約の申込みは、日本貿易保険は輸出契約等の発効前に生じたてん補事由に係る損失についてはてん補する責に任じないことから、当該契約の発効日以降行うものとする。ただし、輸出契約等の発効前の申込みを妨げるものではない。この場合の保険契約上の取扱いは、次のとおりとする。イ．輸出契約等が部分的に順次発効する契約の場合にあっては、当該契約の発効部分について、内容変更申請により順次申込みを行うものとする。ロ．輸出契約等の発効前に申込みがあった場合は、約款第24条第１項の規定を適用しない。(7)「別紙４　原子力発電プロジェクトの用に供する貨物等の輸出契約等」又は「別紙５　水力発電等プロジェクトの用に供する貨物等の輸出契約等」に該当するものについては、特約書第１条の規定にかかわらず保険契約の申込みを要しない。仮に申込みがなされた場合においても日本貿易保険はてん補する責めに任じない。ただし、保険契約の締結を希望する者からの申請により日本貿易保険が内諾書を発行した輸出契約等を除く。(8) その他①　フルターンキー条項の付いた輸出契約等であって、被保険者が希望する場合は、「フルターンキー契約における輸出貨物等について生じた損失に係る貿易一般保険の取扱いについて」（平成13年４月１日　01-制度-00042）により取り扱うこととする。ただし、「別表１　国別引受基準」の『その他の条件』欄において、「独立行政法人日本貿易保険は、戦争、革命又は内乱による損失については、てん補する責めに任じない。」とする国が仕向国となる輸出契約等については、当該規程は適用しないこととする。エスカレーションクローズ付きの輸出契約等にあっては、「貿易一般保険運用規程」（平成13年４月１日　01-制度-00034）第15条により取り扱うこととする。輸出契約等に基づく技術等の提供に係る支出費用について保険契約を締結する場合には、「支出費用に係る貿易一般保険の取扱いについて」（平成13年４月１日　01-制度-00043）により取り扱うこととする。２．国別引受基準　　（略）　　　　　附　則〔抄〕　　附　則〔平成19年7月2日〕改正後の１．（４）の規定中「信用状統一規則（UNIFORM CUSTOMS AND PRACTICE FOR DOCUMENTARY CREDITS, 2007 REVISION, ICC PUBLICATION No. 600）」とあるのは、当分の間、「信用状統一規則（UNIFORM CUSTOMS AND PRACTICE FOR DOCUMENTARY CREDITS, 1993 REVISION, ICC PUBLICATION No. 500）若しくは信用状統一規則（UNIFORM CUSTOMS AND PRACTICE FOR DOCUMENTARY CREDITS, 2007 REVISION, ICC PUBLICATION No. 600）」とする。この改正は、平成19年7月9日から実施する。　　附　則〔平成21年6月17日〕この改正は、平成21年6月18日から実施する。附　則〔平成21年6月12日〕この改正は、平成21年6月19日から実施する。［別紙１］　（略）［別紙２］　（略）［別紙３］　（略）［別紙４］　（略）［別紙５］　（略）［別　表］　（略） |  |